

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|----|------|--|---|
| 1 | 1 | — | | <p>地域差はあると思いますが、地域コミュニティは希薄化していくと思います。</p> <p>若い人は町の将来像を描けないし、年配の人は目の前のこと(近い将来や自分たちが住む町内)しか考えていないような感じがします。私は独身ですし、子供もいませんが、若い人たちや子供たちに何かを渡したい(残したい)と考えています。市内のこども食堂へ参加していますが、こども食堂がコミュニティの活性化に対してベストな問題解決とはならないかもしれません。</p> <p>しかし参加した子供たちは経験し、将来違う形の取り組みを生み出すかもしれません。大人たちが抱えた課題や借金ばかりを子供たちへ渡し(残し)たくないのです。</p> <p>大きくは変わらないと思いますが、できる範囲で少しずつ活動したいと思います。</p> <p>私が現在求めるのは、市内のこども食堂をまとめたホームページ(場所、開催頻度、対象者、料金など)と市内の公民館の紹介ホームページです。公民館の活用はこども食堂だけにとどまらず、様々なコミュニティの活動に最適です。各公民館の広さや使用方法、駐車場の有無やテーブルや調理器具の数などがわかれば活用に役立つのではと考えます。アーケード内の空き店舗の利用も良いかもしれません。</p> <p>町の住みやすさでは近くの佐々町や他市と比較してあまりいい評判は聞きません。</p> <p>休日の買い物や遊びは市外に行くことも多く、地域の人たちと関わることも少ないです。町内の活動ってどうしても「やらされている感」が強くなってしまいます。</p> <p>災害ボランティアへ参加し、地域の日ごろからのコミュニティの大切さに気付かされ意見をさせていただきました。</p> | <p>ご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>今回の条例案は、地域コミュニティの活性化を通じて「誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指す」ことを大きな目的としています。</p> <p>この条例案を柱とし、具体的な地域コミュニティの活性化を図る行動計画も策定する予定としていますので、頂いたご意見も参考としながら取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、暮らしやすい地域社会を実現するためには、市民や事業者の皆様、行政などの各主体が力を合わせて取り組んでいくことがとても大切なことだと考えていますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|--|--|
| 2 | 2 | 60代 | | <p>意見交換会で「理念条例」と返答有りました。「理念条例」とは3者協働にてより住みやすい市に将来していこうと言うものです。新聞報道(2017.8.29朝日)に「義務又は努力目標」と有りましたが、どのような義務又は努力目標が有りますか?</p> | <p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>この条例案には各主体の役割として、市民等、住民自治組織及び事業者の役割規定を設けていますが、この条例案は各主体の役割を強制的に義務つけるものではありません。</p> <p>町内会等の住民自治組織が果たしてきた役割の重要性や必要性を改めて見つめ直しいただき、誰もが安心して暮らせる地域社会を将来に渡って維持し、つくり上げていくことを強く願っているものです。</p> <p>具体的には、市民の皆様には、「住民自治組織が地域で安全・安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを認識すること」、「町内会等に参加すること」、市民の皆様や事業者の皆様などが「住民自治組織の活動へ主体的に参加・参画すること」を求めています。</p> <p>住民自治組織には、「誰もが参加しやすい開かれた組織」であることや、「市民の町内会等への加入、活動への参加・参画及び交流」を促進し、「積極的な情報提供」を行っていただくことを求めています。</p> <p>事業者の皆様には、「所在する地域において行われる住民自治組織の活動への参加及び協力」に努めていただくことや、「従業員が居住する地域等の町内会に参加することを促進し、活動へ参画すること」に配慮していただくことを求めています。</p> <p>住宅関連事業者の皆様には、「町内会等への加入、参加・参画の促進に関する市の施策への協力」、「入居者に対する地域の町内会の情報提供や加入の促進」、「入居者と地域住民の良好な関係の形成、保持」に努めていただくことを求めています。</p> <p>理念条例に関するご意見につきましては質問番号3をご参照ください。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|--|---|
| 2 | 3 | 60代 | | <p>先日の意見交換会にて市役所部長より「理念条例」の発言が有りましたので、ネット検索したら恐らく三重県津市役所政策推進課の条例パンフレットが簡単で解り易かったので一度見てください。検索名「理念条例とは」。交換会前にこう言う情報も必要かと思えます。</p> | <p>ご指摘ありがとうございます。ご紹介いただきましたパンフレットは「四日市市市民自治基本条例 (理念条例)」のことかと思われましたので確認いたしました。</p> <p>このパンフレットでは、四日市市の「市民自治基本条例」を理念条例として示されており、四日市市の「市民自治基本条例」における基本的な考え方がこのパンフレットに記載されています。</p> <p>本市が開催した意見交換会において、本市ではこの条例案を「理念条例」と回答いたしました。理念とは「ある物事についてこうあるべきだという根本の考え」と解されていますが、本市の条例案も具体的な手続きや審査基準、罰則などを設けたものではなく、本市の地域コミュニティ活性化に関する基本的な考え方を示した条例であることを発言したものです。</p> <p>本条例が制定された場合は市民の皆様への広く広報周知を行う予定としております。ご指摘も踏まえ市民の皆様が理解しやすく、また分かりやすいパンフレットの作成に努めていきたいと考えています。</p> |
| 2 | 4 | 60代 | | <p>条例案提出に対する行政情報が少なすぎる。単一公民館活動の為か、組織全体が古いのか、行政情報が少なすぎる。3者協働ではないのか？提案者としてはいかがか？インターネット持たない人が多数 (高齢者世帯多数)。</p> | <p>今回の条例案に関しては事前に広く市民の皆様へ公表し、ご意見を拝聴するため、①市内11ヶ所での市民意見交換会の開催、②パブリックコメントの実施 (市ホームページ、16支所、行政センター、27地区公民館) のほか、ご要望があった場合は直接各地区に出向き説明を行うなど情報提供に努めてまいりましたのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>理念条例に関するご意見につきましては、質問番号3をご参照ください。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|---|---|
| 2 | 5 | 60代 | | <p>情報弱者に対する行政の広報又協議会の指導はどの様に対応されるのか？ (理念条例の基本による)</p> | <p>行政から発信する市政情報については、町内会等のご協力をいただき「広報させば」の配布やチラシ等の班回覧、ポスター掲示などにより周知を図っており、またインターネットやテレビなどの媒体も活用し広く市民の皆様への情報提供に努めています。</p> <p>また、協議会 (地区自治協議会) については、市と協力関係にある任意団体であり、その広報について市が一方的に指導できる立場にはありませんが、既に各地区自治協議会では、「地区自治協議会だより」等を定期的に発行されるなど、広報に努められています。</p> <p>今回の条例案では、住民自治組織の役割として、「自らの活動に関する情報を、インターネット等も活用し、積極的に市民等に提供する」ことを求めています。若い世代の方の町内会等への加入や、活動への参加・参画の促進するためにも、既存の広報手段に加えてより多くの市民の皆様が情報が提供できるものと考えています。</p> <p>理念条例に関するご意見につきましては、質問番号3をご参照ください。</p> |
| 2 | 6 | 60代 | | <p>我々の地区は、単一公民館活動を現在行っています。将来も単一町内会活動をと希望する人たちが多数です。単一活動をした場合、何かデメリットがあるのでしょうか。</p> <p>単一公民館活動の場合、行政運営に関する情報の共有、参画など、市議会に対しての意見提出、陳情 (市議会議員不在地区) 等に対して差別が生じないか？</p> | <p>この条例案が制定されても単一町内会の活動にデメリットは生じません。この条例案はむしろ単一町内会が抱える課題 (役員の担い手不足、行事参加者の減少など) を地区自治協議会で共有し、課題解決に向けた連携を図り、将来にわたって町内会等を中心とする地域コミュニティが維持・形成されていくことを目的としています。</p> <p>また、市議会に対しての意見提出や陳情について、このことを制約する差別的な取扱いはございませんが、地域住民の総意として何らかの意見陳情を行う場合、その内容にもよりますが、地区自治協議会の中で協議していただくことが効果的・効率的であり、地域にお住まいの多くの皆様が情報の共有を行うことができるものと考えています。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|--------------------|---|---|
| 3 | 7 | 30代 | 第4条第2項 第12条 | <p>示されている条例(案)に強い憤りを感じたことから意見いたします。</p> <p>予め申し上げておきますが、私は地元の自治会にも加入しており現在は役員も務めております。また、多様で複雑な課題が山積する中で、自治組織の意義や果たすべき役割は極めて重要であり、全ての市民が自らの意思で加入し、一緒に活動することが望ましいと思っています。</p> <p>まず一点目の第4条第2項についてですが、佐世保市は市民個人個人の思想や価値観を統制しようとしているのでしょうか？</p> <p>そもそも、自治会への加入に関する意思決定権は市民一人ひとりにあり、ましてや自治体の条例で市民の役割として「加入するものとする。」と規定するものではないと考えます。</p> <p>ご存知かもしれませんが、自治会の法的性格については、最高裁判所が「会員相互の親ぶくを図ること、快適な環境の維持管理及び共同の利害に対処すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを目的として設立された権利能力のない社団であり、いわゆる強制加入団体でもない」と判事しています。(最三小判平成17年4月26日判時1897号10項)</p> <p>私自身、自治会活動の中で未加入の方々に加入をお願いすることもあります。そもそも加入されない理由は、その人にとって「加入してもメリットがないこと」若しくは「加入しなかった場合のデメリットがないこと」のいずれかです。</p> <p>今回の条文では個人の権利や意思は無視して加入することが正であり、未加入は誤であることを自治体が決めつけているとしか思えません。</p> <p>自治会の性格上メリットやデメリットを設けることは好ましくないことは十分理解できますが、このように加入を強制されるぐらいなら、無理やりにでもインセンティブやデメリ</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次ページへ</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>町内会等の住民自治組織は、市民の皆様にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、そこに住んでいる皆様が安心して暮らせるように、様々な活動をされており、本市では町内会等の住民自治組織は必要であるという基本的な考え方をもっています。</p> <p>この町内会活動においては、ご意見のとおり「全ての市民が自らの意思で加入し、一緒に活動すること」が理想の姿であり、本市としても重点プロジェクトの一つとして地域コミュニティの活性化施策に取り組んでおります。</p> <p>現在、本市の町内会加入率は平成28年度に84.2%となっており、この15年間で7.8ポイント減少しています。</p> <p>また、少子高齢化の進展により会員の高齢化が進む中で、町内会の代表者の皆様から「役員の後継者がいない」、「活動の担い手がいない」、「このままでは町内会の運営が維持できない」といった声が高まってきております。</p> <p>こうした状況を受け、本市では町内会加入促進に向けた取組をなお一層推し進め、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、市民の皆様が互いに支え合い安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため本条例の検討を進めてきたところです。</p> <p>ご案内いただいた判例のとおり町内会は強制加入団体ではないという認識のもと、本条例案第4条第2項に「市民は、自らが居住する地域等の町内会等に加入するものとする」という条文を設けておりますが、本条例案には罰則規定も設けておらず、訓示的表現として使用しており、決して市民の皆様に参加を強制するものではないことをご理解ください。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次ページへ</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------------------------|--|--|
| 3 | 7 | 30代 | 第4条 第2項 第12条 | <p>ットを設けて、それを提示した上で判断していただく方が決定権を当人に与えている分よっぽど民主的だと思います。</p> <p>日本は民主主義国家ではないのですか？佐世保だけは違うのですか？</p> <p>そもそも、無理やり加入させられた自治組織で本当の「つながり」や「お互い様の精神」が生まれるはずがありません。単に、町内会役員が未加入の方を勧誘する際のお墨付きを与えただけではないのですか？</p> <p>コンプライアンスが強く求められる時代に、未加入の方はそれだけで条例違反なのですか？そもそも加入しようにも自治組織がない地域にお住まいの方は条例違反なのですか？いくら罰則がないとはいえ「条例(ルール)違反をしている」罪悪感を市民に与えるのですか？第3条の基本理念で「市民等の多様な価値観や自主性が尊重されること。」規定してありますが、“任意”組織に加入するかどうかという意思決定は個人の価値観に基づいて行われるものではないのですか？全く矛盾だらけです。</p> <p>佐世保は国際色豊かで、様々な国の人々がともに暮らし、独特の風土や文化を育んできた街です。その根底にあるのは「民主的な寛容さ」であると思っていましたが違っていったんだなと心底がっかりしました。</p> <p>現在、佐世保も移住や定住の促進をされているようですが、「佐世保に住んだら自治組織に加入しないとイケない」ことを予め伝えておくことをお勧めします。移住された方が後から知ったら憤慨されると思いますので。ただし、これを伝えた時点で移住・定住をお考えの方の選択肢から佐世保は直ちに除外されるでしょう。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次のページへ</p> | <p>本条例案では、生活形態の変化や価値観の多様化などにより町内会に対する市民の皆様それぞれの思いがある中で、安心して暮らせるまちづくりのためには、地域活動を行われている町内会が重要であることを改めて市民の皆様にご認識していただきたいこと。一人でも多くの市民の皆様が積極的、主体的に町内会へ加入し、住民自治組織の活動へ参加・参画していただきたいという強い願いを込めて条文として規定したものです。</p> <p>また、地区自治協議会の認定の件ですが、地区自治協議会は、「活動する区域の市民及び町内会等その他地域において活動する団体等」で構成される新たな地域団体として、行政からその必要性等について説明し、地域の皆様と行政が協働して設立を進めている任意の地域団体であり、行政の下部機関ではありません。</p> <p>地区自治協議会は平成25年度のモデル4地区からスタートし、現在24地区で設立されており、地域の皆様が協議された規約に沿って民主的に運営され、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けた取組を進めていただいています。</p> <p>この地区自治協議会に対し本市では既に財政上の支援等を行っていますが、現在この地区自治協議会の設置根拠(法的基盤)がない状況であり、議会からも「地区自治協議会を有効性のある団体とし、財政支援を将来にわたって担保するための条例制定を急ぐべき」とのご意見をいただいております。</p> <p>本市としても、条例上で地区自治協議会を認定することにより、地区自治協議会に対し将来にわたって市が財政的な支援その他必要な支援を行うことを担保し、継続した地域コミュニティ活性化の推進に取り組めるものと考えています。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|--------------------|---|-------|
| 3 | 7 | 30代 | 第4条第2項 第12条 | <p>自治組織への加入云々というよりも、自治体が条例で価値観を押し付けてくる街という印象をもたれるはずですから。</p> <p>二点目は第12条の地区自治協議会の認定についてですが、住民自治組織である地区自治協議会をなぜ市長が認定する必要があるのでしょうか。認定されなければ住民自治組織ではないということですね。</p> <p>地区自治協議会とは行政の付属機関か何かですか？若しくは認定した上で地区自治協議会に行政から何かしら施しがあるのですか？</p> <p>当然ご存知かとは思いますが、かつて戦前の日本では「部落会町内会等整備要領（内務省訓令第17号）」において部落や町内会といったいわゆる自治組織が”国策協力の行政末端組織”と位置付けられ、戦時下における思想統制をはじめ、イデオロギーの浸透を担う役割を果たしていました。敗戦後、GHQの指導により同要領は廃止され、昭和27年のサンフランシスコ講和条約による主権回復までの間自治組織は存在していません。その後地方自治法第260条の2第6項で「当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」と規定された上で復活を果たし現在に至っています。</p> <p>ちなみに、ここで言う”認可”とは地縁による団体（自治組織）が地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するために市町村長から受ける認可のことですので、組織そのものの認可ではありません。</p> <p>「認定と認可は違う」とおっしゃるかもしれませんが、認定を受けた地区自治協議会と行政との関係はどのようになるのですか？</p> <p>行政が認定した住民自治組織である地区自治協議会は、行政の末端組織になるのではないですか？</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次のページへ</p> | |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------------------------|---|-------|
| 3 | 7 | 30代 | 第4条 第2項 第12条 | <p>邪推かもしれませんが、行政は地区自治協議会に認定というお墨付きを与えて、「まちづくり」という大義名分のもとに市民を手足のように動かそうとしているのではないですか？</p> <p>そもそも地方自治法に抵触しないのですか？行政に認められなければ名乗れない地区自治協議会のどこに自治が存在するのですか？</p> <p>質問と意見は以上です。</p> <p>もちろん、地域コミュニティは大切に、その活動を通して自らの生活をより良くしていくことは市民の役割と責任であると思っています。</p> <p>ただ、それはだれかに強制されるものではなく、一人ひとりが自らの意思でその必要性を感じ、自らの責任で行動するからこそ意味があると思います。</p> <p>決して強制したり、ましてや条例で定めるようなことはありません。</p> <p>価値観の多様化を認めているのであれば、自治組織に加入するメリットを多様な価値の分だけ抽出して発信する努力が必要だと思います。</p> <p>その中のどれか一つに未加入者の方の多様な価値観を刺激するものがあれば加入を自ら考えてくれるのではないのでしょうか？佐世保市はその努力が全く見えないのが残念でなりません。</p> | |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|----|--------|---|--|
| 4 | 8 | — | 第4条第2項 | <p>貴市において、「地域コミュニティ活性化推進条例」の制定を検討されていると伺いました。</p> <p>私は、現在貴市市民ではなく、パブリックコメントの提出資格要件を有さない者ですので、正式な形でコメントを申し上げることはできません。しかしながら、あまりにも憲法を無視した条例案に対して、黙っていることもできず、「おそらくパブリックコメントの制度上はまともにとりあってもらいたいのだろう」とは承知しつつ、貴市職員の公務員としての憲法遵守義務への誠実な対応に期待して、あえて意見を申し上げます。</p> <p>かつて貴市に居住し、貴市市民として生活した者として、憲法の規定を尊重したしかるべき対応がなされるであろうことを期待しております。</p> <p>貴市の条例案によれば、第4条で町内会等への加入の努力義務を規定しています。努力義務であり、罰則はありませんが、努力義務を規定すること自体、憲法21条が規定する結社の自由とのかかわりをどのように整理されておられるのでしょうか。申し上げるまでもなく、憲法21条には結社の自由が規定されており、この中には、特定の団体に加入しない自由、加入を今日せされない自由、脱退する自由も含まれているとされています。憲法学の中では、この解釈はごくごく一般的であることは、公務員である皆様には釈迦に説法のごくごく常識的内容化と存じます。</p> <p>現在の貴市条例案は、憲法の中でも最も大切にされるべき基本的人権に関する事項に明らかに抵触する内容であり、制定は憲法違反の可能性濃厚です。罰則がないことから具体的な不利益が生じず、訴訟沙汰にならないと踏んでの確信犯であるとすれば、あまりにも無責任と言わざるを得ません。</p> <p>いわゆる町内会への加入率の低下が大きな社会問題であることは承知しています。しかし、町内会はあくまでも地縁をもとにした地域の親睦団体であり、そこには民主的な運営の</p> <p style="text-align: center;">⇒ 次のページへ</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>ご意見の中にありましたように、町内会の加入率は全国的に低下しているという現状があり、他の自治体でも、いわゆる「町内会加入促進条例」の制定が進められているところで</p> <p>本市におきましても、平成28年度の町内会加入率は84.2%となっており、この15年間で7.8ポイント減少していることに加えまして、少子高齢化の進展により会員の高齢化が進む中で、町内会の代表者の皆様から「役員の後継者がいない」、「活動の担い手がない」、「このままでは町内会の運営が維持できない」といった声が挙げられており、本市としましては町内会加入促進に向けた取組を進めているところですが、その取組の一つとして、本条例の検討を進めてきたところ です。</p> <p>本条例案第4条第2項に「市民は、自らが居住する地域等の町内会等に加入するものとする」という表現をしております。</p> <p>ご指摘にありました日本国憲法の三大原則の一つ「基本的人権の尊重」に当たる第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」の解釈や、「町内会は強制加入団体ではない」という最高裁の判例につきましては承知していますが、本条例案では市民の皆様は、安心して暮らせるまちづくりのために地域活動を行われている町内会の重要性を市民の皆様は十分に認識していただいたうえで、一人でも多くの市民の皆様は積極的に、主体的に町内会へ加入していただき、また住民自治組織の活動へ参加・参画していただきたいという強い願いを条文として規定したものです。</p> <p style="text-align: right;">⇒ 次のページへ</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|--------|--|---|
| 4 | 8 | — | 第4条第2項 | <p>方法が保証されていません (建前としてそれが求められてはいますが、しかし実態がそうになっていないこともまたご承知のとおりでしょう)。弁護士法で弁護士が強制的に弁護士会への加入を規定されているような事例とは、前提が明らかに異なります。</p> <p>貴市が町内会の健全な発展をねらったの条例制定を意図したことは十分に理解できますが、それでも憲法の中でも最も尊重されるべき自由権に属する基本的人権を侵すような条例規定は、やはり問題があまりに大きすぎます。しかるべき適切な配慮がなされんことを期待します。</p> | <p>当然ながら本条例の規定により加入を強制するものではありません。最終的に加入をされるかどうかにつきましては、市民の皆様に判断していただくこととなります。</p> <p>また、本条例案第5条に、「住民自治組織は地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指すとともに、主体的な活動を行うものとする」と規定し、町内会等が、「開かれた組織」を目指し、主体的地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に向けた取組を進めることを求めています。</p> <p>市としましては、市民の皆様に、お住まいの地域をより良くしていただくよう地域活動の重要性を認識していただき、自らの意思で積極的に町内会に加入し、地域活動に参加していただきたい、町内会等自治組織におきましても、市民の皆様の加入を促進するような参加しやすい開かれた組織を目指し、地域の活性化や地域課題の解消に向けた取組を進めていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。</p> |
| 5 | 9 | 70代 | 第1条 | <p>「この条例は～目的とする」まで文章に切れ目がなく長くて理解しにくい。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘いただきましたように、1条分の文章が長くなっておりませんが、「基本理念」を定めるとともに、「各主体の役割や責務」を明らかにし、「住民自治地組織」への加入参画を促進することに加え、「地区自治協議会」の設置に関する事項を定めることによりまして、最終的な「誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現を目指す」という目的につながることから、このような表現としております。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|-------------------|--|--|
| 6 | 10 | 70代 | 第4条 第5条 第6条 | <p>条文については、市民が理解できるよう具体的に作成してください。</p> <p>第2章各主体の役割、第4条、第5条、第6条において、「～ものとする」ではなく「～こと」に。</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>本条例は、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、地域コミュニティの活性化に向けて継続的かつ計画的に推進することを示した基本原則になります。内容については、各種広報等を活用し、市民の皆様によりわかりやすくお伝えしていきたいと考えています。</p> <p>また、第4条から第6条につきましては、各主体の役割を規定しています。</p> <p>語尾の表現につきましては、条文の初めに「次のように規定する」の文言を置いて、内容を(1)、(2)のように「号」で示す場合には、ご指摘のとおり「～こと」が適当だと考えます。</p> <p>本条例案の第4条から第6条においては、「2」、「3」のように「項」で示し、第2項や第3項の条文で一つの文章が完結するよう「～ものとする」という表現を用いています。</p> |
| 6 | 11 | 70代 | 第4条 第2項 | <p>第4条第2項においては、市民税を払っているので町内会に加入しなくても生活はできるという市民がいます。町内会としては防犯灯、ごみステーションの設置については、市からの補助以外の金額は町内会費から負担しているのだと明記してほしい。</p> | <p>本条例は、市民の皆様に住民自治組織の重要性を認識していただき、お住まいの地域の町内会等自治組織への加入、主体的な参加・参画を促していくため、市民等、住民自治組織、事業者、市の役割や責務を規定するものです。</p> <p>市としましては今後も町内会等の住民自治組織の役割やその重要性について広報・啓発に取り組んでまいりますので、住民自治組織におかれましても、積極的な情報発信を行っていただきますようお願いいたします。</p> |
| 6 | 12 | 70代 | 第8条 第4項 | <p>第8条の4項に市職員の町内会等への加入について、積極的な参加・参画とあるが、実際には町内活動に関しては非協力的な職員が多いので実行力のある条文を。</p> | <p>第8条第4項では、「市職員の町内会等への加入及び活動への積極的な参加・参画を促進すること」を市の施策の一つとして掲げています。この条文に基づいた取組を進めるとともに、職員も地域の一住民として、第4条に規定する市民等の役割を担うこととなります。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|---|---|
| 6 | 13 | 70代 | | <p>自治協議会の補助金を交付金にして下さい(補助の対象となる経費が複雑で分かりにくいため)。</p> | <p>第7条第2項に「市は、地域コミュニティの活性化を推進するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない」、また、同条第3項に「市は、住民自治組織が行う地域コミュニティの活性化の推進に資する活動等に対し、予算の範囲内で財政上の支援、その他必要な支援を行わなければならない」と規定しています。</p> <p>これらの規定に基づき、支援の在り方につきまして研究・検討を進めます。</p> |
| 7 | 14 | 70代 | | <p>条例を制定することに否定はしないが、条文で書いただけでは条文等に不慣れな町民にとっては、細部に渡ってはわからないと思う。町内、公民館がどのような役割を果たしているのかをQ&A方式でも良いので、町民に知ってもらう方法を取ってもらえたらと思う。</p> <p>例えば、</p> <p>①防犯灯はどのような手続きで設置、補修されているのか ⇒ 答え</p> <p>②通学路、里道、側溝、一般道路の整備補修はどのようにして市と協議しているのか ⇒ 答え</p> <p>③カーブミラーはどうして付けられているのか ⇒ 答え</p> <p>④ゴミステーションはどのような手続きで設置されているのか ⇒ 答え</p> <p>少し例を上げたが町内会、公民館の役割は他にも沢山あると思います。この様な事を未加入者を含め町民に知ってもらうことが、ひいては市の行政が行っている様々な事も理解してもらえるのではないかと思います。</p> | <p>本条例は、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、地域コミュニティの活性化に向けて継続的かつ計画的に推進することを示した基本原則になります。</p> <p>現在も町内会の重要性や、どのような活動をされているのかなどについて、広報紙やケーブルテレビの活用や、チラシの配布などを行っていますが、本条例の内容も含めまして、市民の皆様に関わりやすくお伝えしていきたいと考えています。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|---|--|
| 7 | 15 | 70代 | | 佐世保市の公的な職場に勤めている人たちについては、町内加入は義務付ける位の条文を入れてほしい。 | 第8条第1項で、「市民の町内会等への加入及び市民等の町内活動への参加・参画の促進に資する積極的な広報及び啓発を行うこと」を市の施策の一つとして掲げており、この条文に基づいた取組を進めることとなります。具体的には、市内の官公署を訪問し、町内会への加入のお願いに取組んでおりますが、あくまでも任意の組織であり、加入を強制することはできません。 市職員につきましては、質問番号12番の市の考え方をご参照ください。 |
| 7 | 16 | 70代 | | 各地区の自治協に主体性をもたせるのであれば事務の繁雑さを省くために助成金ではなく交付金にして、使用については、各自治体にまかせ、年度末に活動報告、決算報告を提出してもらい、市がチェックをして悪いところは次年度改善する様にしたらと思う。 | 質問番号13番の市の考え方をご参照ください。 |
| 8 | 17 | 70代 | | 非常に大事な案件だと思います。町民全員が協力し合い、町の活性化を進める上において全員が町内会に加入する事が一番望ましい姿であるが、現実には自主性に任せてあり、必ずしも全員の協力を得られないのが現実であり、なんらかの拘束力が必要でなからうか。加入すべきメリットが表されていない。例えば啓発だけで良いのか、条例でもって縛るべきではないか。 | ご意見ありがとうございました。 町内会は最も身近な地域コミュニティ組織として、地域住民の皆様が安心して暮らせる住みよいまちづくりに向けた活動を行われています。 今回の条例案では、町内会の重要性を市民の皆様十分に認識していただいたうえで、一人でも多くの市民の皆様、できれば全ての市民の皆様積極的に、主体的に町内会への加入や、住民自治組織の活動へ参加・参画していただきたいと考え、第4条にありますように、「加入するものとする」、「参加・参画するものとする」というように強い思いを条文として規定しています。 しかしながら、憲法の規定や最高裁の判例(質問番号7及び8をご参照ください)にありますように、加入を強制することができません。広報・啓発活動に加え、市、住民自治組織、事業者など各主体が力を合わせて加入促進に向けた取組を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。 |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|---|---|
| 9 | 18 | 70代 | 第6条 | <p>事業者とはアパートやマンションの経営者を主に示していると思うが、入居者には、マンション等の契約の際、自治組織への参加をもう少し具体的に示して、契約を進めてほしい。文言をもう少しくわしく考えてほしいと思う。</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>本条例案では事業者とは「市内にその事務所又は事業所を置き、事業活動を行う者」と定義しています。第6条の「事業者」とは、不動産業に関わらず事業を営んでいる経営者の方を指しており、事業所として地域活動へ参加・協力をしていただくことや、従業員の方が地域活動へ参加・参画されることに対して配慮していただくことを求めるものです。</p> <p>ご質問にありましたアパートやマンションを運営されている方につきましては、「住宅関連事業者」と定義しており、第9条に「町内会の加入及び市民等の町内会活動への参加・参画の促進に関する市の施策に協力すること」、「入居しようとする者又は入居者に対し、～(中略)～町内会に関する情報提供を行い、町内会等への加入を促進すること」などに取り組むことを求めています。</p> <p>すでに、平成28年11月に、市内の多くの住宅関連事業者が加入されている長崎県宅地建物取引業協会佐世保支部、全日本不動産協会佐世保支部、佐世保市連合町内連絡協議会と市の4者で「町内会加入促進に関する協定」を締結し、市などが作成したチラシ等を配布し、入居者の方などへ町内会への加入を促していただくこととしております。町内会の情報を不動産業者に提供するなど、町内会等、住宅関連業者、市と連携した取組を進めることで、加入の促進につながるものと考えていますので、今後ともよろしく申し上げます。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|---|---|
| 10 | 19 | 70代 | 第4条 | <p>条例案としての文案は当然な事と思いますが、現実には市民個人に直接係わる案件には関心を示し、行動するかと思われませんが、町内会活動等には無関心の市民が多いように考えますので、少し強く、具体的な文案が良しと思います。</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>町内会は最も身近な地域コミュニティ組織として、地域住民の皆様が安心して暮らせる住みよいまちづくりに向けた活動を行われています。</p> <p>今回の条例案では、町内会の重要性を市民の皆様十分に認識していただいたうえで、一人でも多くの市民の皆様、できれば全ての市民の皆様積極的に、主体的に町内会への加入や、住民自治組織の活動へ参加・参画していただきたいと考え、第4条にありますように、「加入するものとする」、「参加・参画するものとする」というように強い思いを条文として規定しています。</p> <p>しかしながら、憲法の規定や最高裁の判例(質問番号7及び8をご参照ください)にありますように、加入を強制することができません。広報・啓発活動に加え、市、住民自治組織、事業者など各主体が力を合わせて加入促進に向けた取組を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>なお、本条例は「佐世保市のコミュニティ活性化に関する基本的な考え」を示したいいわゆる「理念条例」であり、個別具体的なことにつきましては、第7条第2項「市は地域コミュニティの活性化を推進するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない」という規定に基づいて策定する推進計画や実施事業の中でお示ししていきたいと考えています。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|--------------------|--|--|
| 11 | 20 | 60代 | 第11条 第1項 第2号 | <p>地域課題の解決に関すること。「解決」とあるが、課題は取組、解決は目指すが、「解決」の文言は明文化すると重すぎるのではないか。「解決」を外したらどうか。</p> | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>地区自治協議会は、「活動する区域の市民及び町内会等その他地域において活動する団体等」で構成される新たな地域団体で、平成29年10月13日時点で、市内27地区のうち24地区で地区自治協議会が設立されています。</p> <p>本条例案第12条各号に規定しておりますとおり、「活動する区域の市民及び町内会等その他地域において活動する団体等」を会員として、「町内会等及び地域で活動する団体等、多様な主体がその運営や活動」に参画し、「その方法が規約に定められ」行われている運営について「透明性が確保され、かつ民主的」であることを求めています。</p> <p>また、その活動につきましては、第11条各号に規定しておりますとおり、「地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関すること」や「地域課題の解決に関すること」、「地域の活性化に関すること」に取り組むことであることを求めています。</p> <p>この地区自治協議会の活動につきまして、まずは現在、各地域で行われている活動に継続して取り組んでいただきながら、「自分たちの手によるまちづくり」の基本理念のもと、地域課題の解決に向けた取組をしていただきたいと思います。</p> <p>誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会の実現に向けましては、「地域課題の解決」に向けた取組を進めることが必要になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p> |

(仮称) 地域コミュニティ活性化推進条例 (案)」に関するご意見及び市の考え方 (H29.9.4～H29.10.13 実施)

| 提出者 | 質問番号 | 年代 | 該当条文 | ご意見 | 市の考え方 |
|-----|------|-----|------|--|--|
| 1 2 | 2 1 | 50代 | | 町内自治組織に、興味を示さない人が増えている中で、加入の必要性がある物を示さない意味がないと思う。 | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>町内会は住民の皆様が「お互い様の精神」で支えあい、助けあいながら、よりよいまちづくりを進めるものであって、メリットやデメリットを論じるものではないと考えています。</p> <p>生活形態の変化や価値観の多様化などにより町内会に対する市民の皆様それぞれの思いがある中で、安心して暮らせるまちづくりのために地域活動を行われている町内会の重要性を市民の皆様十分に認識していただいたうえで、強制はできませんが、一人でも多くの市民の皆様、できれば全ての市民の皆様に積極的、主体的に町内会への加入や、住民自治組織の活動へ参加・参画していただきたいという強い思いを条例として定めようというものです。</p> |
| 1 3 | 2 2 | 60代 | | 9月17日に町内で敬老会がある予定でした。でも台風のために中止になりました。私はがっかりしました。お年寄りや近所の人たちとの交流がなくなります。日曜日に台風が来るのか果たしてわかりません。ニュース、テレビみるしかありません。 | <p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>町内会では市民の皆様の親睦を深めるために、様々なイベントを開催されています。しかし、町内会の果たす最も大きな役割は、「安心して暮らせるまちづくり」ではないかと考えます。イベントを開催するに当たりまして、まずは安全を最優先して取り組まれていることをご理解いただければと思います。</p> |